

セーフティネット保証5号認定申請 提出書類

- (イ) 売上高等が5%以上減少していること。
- (ロ) 売上原価のうち20%以上を占める原油等仕入価格が、20%以上上昇し価格転嫁できていないこと。
- (ハ) 営業利益率が20%以上減少していること。

- 認定申請書 2枚**（うち1枚は複写可 ※簡素化しました。）
「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書」
1枚⇒認定後、申請者へ認定書として返却
1枚⇒市の控え
※ 様式が数種類ありますので該当するものをご利用ください。
- 申請書の添付資料**（市指定様式） ※ 申請書様式に合うものをご利用ください。
- 指定業種を営むことが分かる書類**
例：商業登記簿謄本、決算書（直近）で業種記載ページのコピー、会社案内 など
- 業種ごとの売上高等の実績、申請書の記入数値が分かる書類**（コピー可）
例：残高試算表、売上台帳、決算書、確定申告書 など
- 栃木市内で1年以上*継続して事業を行っていることが分かる書類**（コピー可）
※（イ）－（3）、（4）の場合は4か月以上が確認できれば可
例：定款、登記事項の証明書、事業所の所在地・納税地の記載のある確定申告書等

【本社が栃木市外にあるが、栃木市で認定申請する場合】

- 本社所在地の自治体で認定申請をしない理由を記した文書**（任意様式）
- 営業所・工場等が栃木市内にあることが分かる書類**

【事業に関する各種変更があり、申請書や証明書類等の記載が異なる場合】

- 各種変更（住所・商号・代表者）を証明する書類**
例：登記事項の証明書等（3か月以内に法務局発行のもの） など

【認定申請及び認定書の受領を金融機関等に委任する場合】

- 委任状**（市指定様式） ※ 内部の従業員や家族の場合は不要

注意事項

認定書の発行まで日数を要しますのでご了承ください。

〒328-8686 栃木市万町9番25号 栃木市役所
産業振興部 商工振興課（本庁舎4階：4A-7窓口）
TEL：0282-21-2371・2372